

# 二宮町高齢者保健福祉計画 及び第9期介護保険事業計画

概要版(案)

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

令和6年3月  
二宮町

# 1 計画の概要

二宮町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とした計画です。

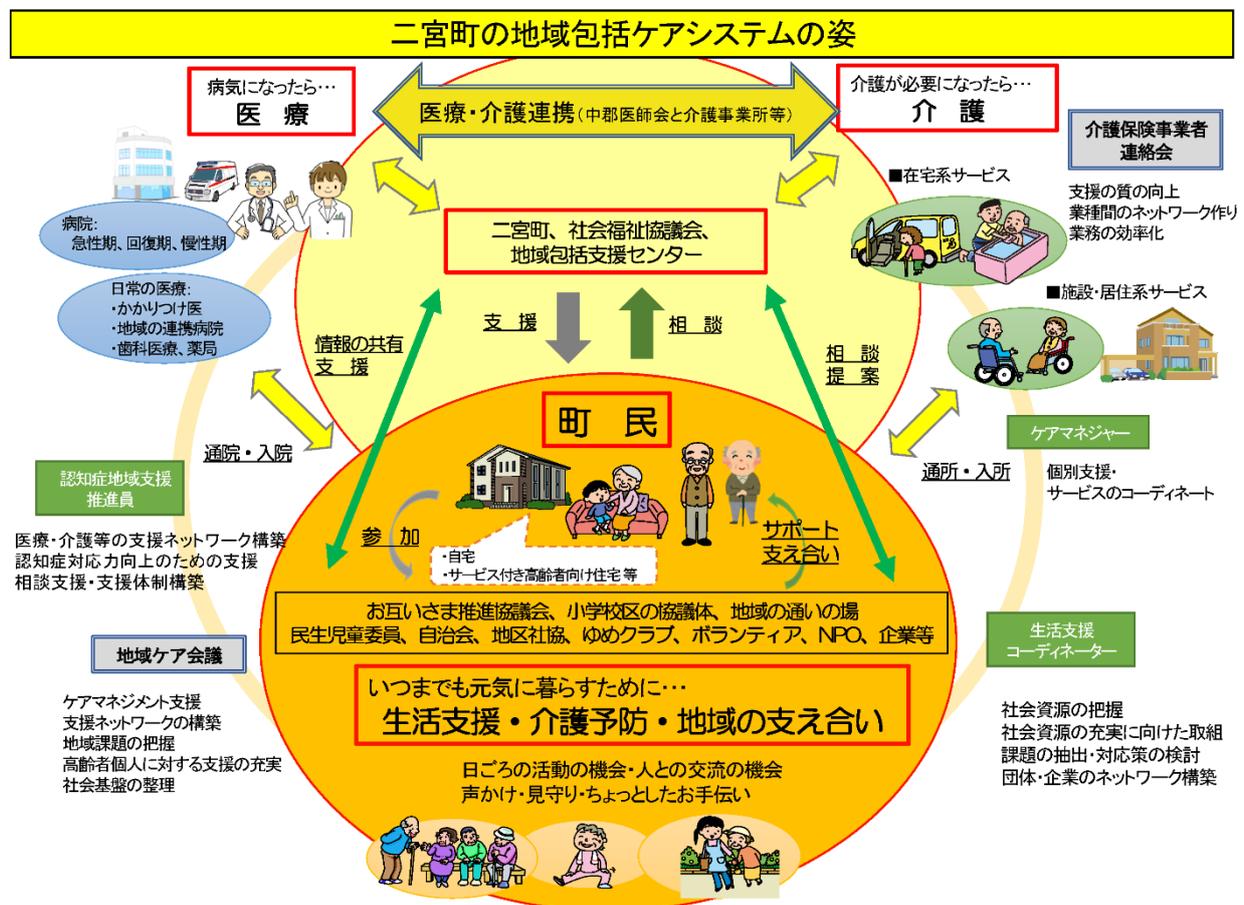
## 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画とは

高齢者保健福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。本町では、地域包括ケアシステムの実現を目指し、高齢者の保健福祉に関する施策を総合的に推進するために、両者を一体として策定しています。

## 地域包括ケアシステムとは

高齢者が住み慣れた自宅や地域で自らの能力に応じてできる限り自立した生活を送れるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供されることを目指したものです。

### ○地域包括ケアシステムのイメージ



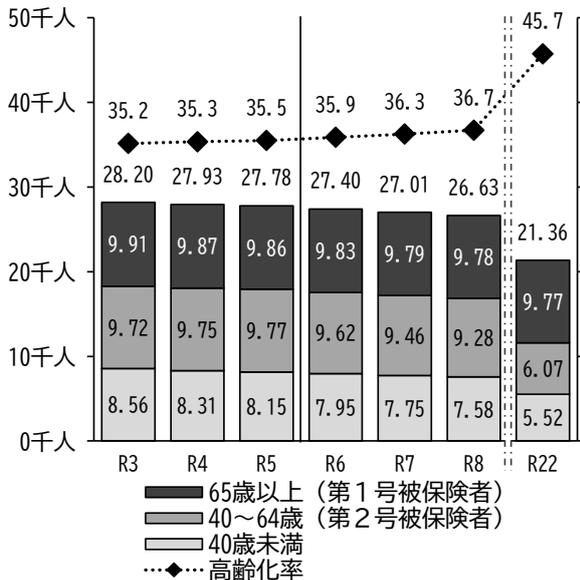
## 2 二宮町の現状

### 高齢者人口と要支援・要介護認定者の状況

本町における高齢化率は、年々増加しており、令和5年10月現在、35.5%となっています。今後、高齢者数は概ね横ばいで推移しますが、65歳未満の人口が減少するため、令和22年には高齢化率は45%を超えることが予測されています。

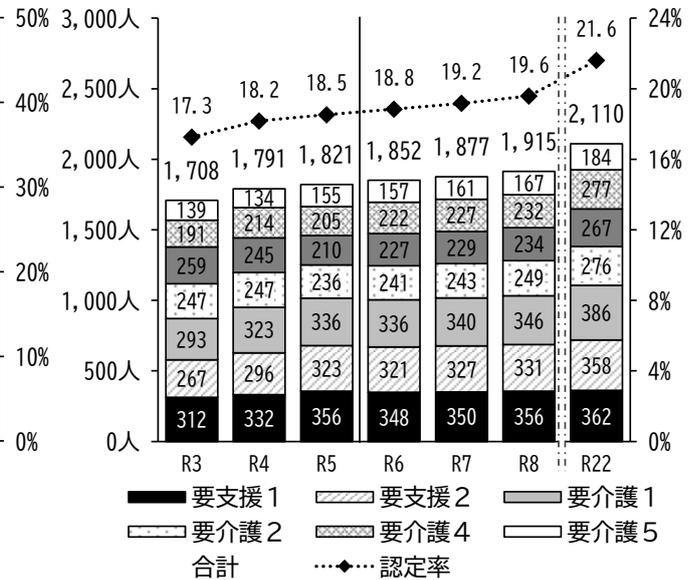
認定率の推移をみると増加しており、令和5年では18.5%となっています。すべての団塊の世代が75歳以上になると言われている令和7年には、19.2%になると見込まれています。また、令和22年には21.6%になると見込まれています。

○3区分別人口の推移と推計



※人口は千人単位で小数点二位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

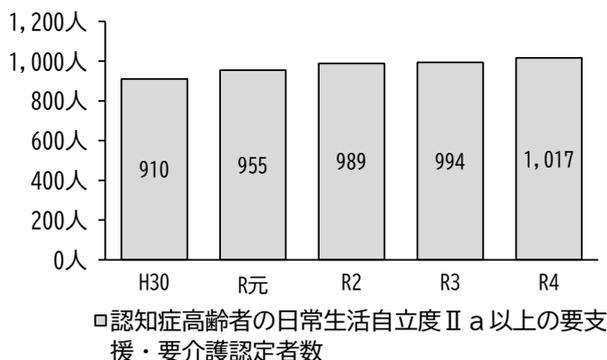
○要支援・要介護認定者数の推移と推計



### 認知症高齢者の状況

認定調査や主治医意見書で用いられる指標で、認知症が日常生活にどの程度の影響を及ぼしているかを確認する認知症高齢者の日常生活自立度判定において、Ⅱa以上の判定となっている要支援・要介護認定者の推移をみると、平成30年以降増加しており、令和4年には1,017人となっています。

○認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上の要支援・要介護認定者の推移



■認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱaとは  
 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが、家庭外で多少見られるが、誰かが注意していれば自立できる状態。  
 例) たびたび道に迷う  
 買物などそれまでできたことにミスが目立つ 等

### 3 二宮町の課題や重点的な取り組み

#### ●見守りや支え合いの強化

高齢夫婦世帯や高齢単身世帯は年々増加しており、今後、見守りや生活支援のニーズが高まることから、見守りや支え合いの強化が必要

#### ●早めの相談

問題が深刻化する前に対応ができるように、地域包括支援センターなのはなやことわらない相談窓口への早めの相談が必要

#### ●認知症施策の推進

認知症予防を進めるとともに、認知症になっても、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる総合的な認知症施策の強化が必要

#### ●地域活動の担い手養成

地域活動や生活支援・介護予防サービスの担い手としても期待される、地域の元気な高齢者が活動に参画しやすい仕組みづくりや人づくりを強化していく**ことが必要**

#### ●社会参加

生きがいや趣味を持って暮らすことは、健康の保持とともに、介護予防や地域とのつながりにもなるため、社会参加の促進が必要

#### ●フレイル予防

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して生活を送れるよう、高齢期の健康づくりと介護予防を一体とした取り組みが必要

#### ●介護人材の確保

要介護認定者が増加し、介護ニーズが高まる中、介護人材の不足は全国的な課題となっており、サービス提供体制の確保が必要

#### ●介護サービス基盤の整備

ニーズに応じたサービスを安定的に供給していくため、利用見込と供給のバランスを見極めながら、新規介護サービス事業者の参入を促していく**ことが必要**

#### ●介護者の負担軽減

老老介護など、介護者の負担軽減を図るため、介護保険サービスや日常生活を支援するサービス等の適切な活用が必要

主な課題① 地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの構築

主な課題② 健康づくりと介護予防

主な課題③ 高齢者の生きがいづくりと社会参加

主な課題④ 認知症の予防と共生

主な課題⑤ 介護保険制度の運営

第9期計画の方向性として、基本理念及び基本目標を検討

#### < 第9期計画 >

課題の解決を図るとともに、各取り組みの充実・推進を図ります

## 4 計画の方向性

本計画では、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年や「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年等を念頭に置き、高齢者福祉のあるべき姿として、地域の一人ひとりが主体となってお互いを尊重し支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

また、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと生活を送ることができる社会の実現を目指すことから、以下を基本理念とし、高齢者福祉のより一層の推進を図ります。

### 基本理念

**住み慣れた地域で  
自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり**

### 基本目標1 地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援の一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、包括的な支援体制の充実に努めます。

また、高齢者が地域の中でそれぞれの役割を持ち、共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指します。

### 基本目標2 健康づくりと連携した介護予防の推進

高齢者がいつまでもいきいきと元気に人生を送ることができるように、高齢期の健康づくりと介護予防を一体とした取り組みを推進するとともに、高齢者の健康・介護予防に対する意識を高め、高齢者自身による健康づくり・介護予防を更に支援します。

### 基本目標3 生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、地域活動の充実により趣味や生きがいづくりの機会の場を引き続き提供するとともに、高齢者が貴重な経験や知識・技術を活かし、社会の担い手として参加し、生きがいを持った活躍ができるよう支援します。

### 基本目標4 認知症と共生する地域づくりの推進

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、認知症への理解を深めるための普及・啓発や認知症の状態に応じた医療・介護等の細やかな提供などを更に推進し、認知症と共生する地域づくりを推進します。

### 基本目標5 介護保険制度の安定的な運営の推進

高齢化の更なる進行と要介護等高齢者の伸びを踏まえて、介護サービスの人材確保や資質の向上など、様々な状況に適応できる介護サービスの提供体制の確保を推進し、介護保険制度の安定的な運営を図ります。

## 5 計画の具体的な取り組み

基本理念

基本目標

施策の方向性

住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

【基本目標1】  
地域共生社会の実現を目指した地域包括ケアシステムの深化・推進

(1)地域包括支援センターの機能強化

(2)地域における支え合いの推進

(3)生活支援サービスの充実

(4)在宅医療・介護の連携の推進

(5)ケアラー支援の推進

(6)高齢者の住まいの確保

(7)安心・安全なまちづくり

【基本目標2】  
健康づくりと連携した介護予防の推進

(1)健康づくりへの支援の充実

(2)身近な介護予防の展開

【基本目標3】  
生きがいづくりと社会参加の推進

(1)生きがい活動の推進

(2)社会参加の促進

【基本目標4】  
認知症と共生する地域づくりの推進

(1)認知症予防の推進

(2)相談・支援体制の充実

(3)権利擁護の推進

【基本目標5】  
介護保険制度の安定的な運営の推進

(1)介護人材確保・資質の向上並びに生産性向上の推進

(2)介護保険制度の適正な運営

## 6 介護保険制度

### 介護保険で利用できるサービス

- 居宅サービス：在宅での介護を中心とするサービス
- 地域密着型サービス：身近な地域での生活を支えるサービス
- 施設サービス：施設で提供されるサービス

### 本町にあるサービス・施設一覧

種類		整備数
居宅サービス	訪問介護	7事業所
	訪問看護	2事業所 <sup>※</sup>
	通所介護（デイサービス）	5事業所
	通所リハビリテーション	1事業所
	短期入所生活介護（ショートステイ）	1事業所
地域密着型サービス	地域密着型通所介護（小規模デイサービス）	3事業所
	小規模多機能型居宅介護	1事業所
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1事業所
	看護小規模多機能型居宅介護（令和6年4月から）	1事業所
施設サービス	介護老人福祉施設	1事業所
その他	ケアハウス	2か所
	介護付き有料老人ホーム	2か所

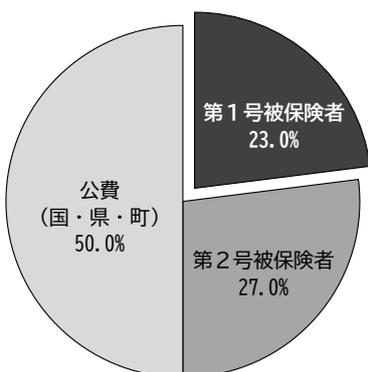
（令和6年3月現在）

※訪問看護は、訪問看護ステーションのみの事業所数を掲載しています。

### 介護保険料の財源

介護保険は、利用者が負担する1割、2割または3割分を除き、国・県・町の負担金と、40歳以上の方に納めていただく保険料で運営しています。65歳以上の第1号被保険者負担分は介護サービス費用総額の23%となっており、介護保険料額は以下のように算出します。

#### ○介護保険料の財源構成



#### ○介護保険基準額の算出イメージ

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{介護サービス給} \\ \text{付費の計画期} \\ \text{間3年間の総額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の} \\ \text{方の負担割合:} \\ \text{23\%} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{65歳以上の} \\ \text{方の人数} \\ \text{(3年間累計)} \\ \hline \end{array} = \text{本町の介護保険料基準額}$$

## 介護保険料

介護保険料の財源の考え方から保険料を算出しており、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者保険料基準額（月額）は、5,200円とします。また、所得段階を考慮し、保険料基準額を基に17段階に細分化した介護保険料を算定すると、以下のとおりになります。

所得段階	対象者	負担割合	保険料	
			年額	月額
第1段階	生活保護受給者	基準額 ×0.455 (0.285)※	28,392円 (17,784円)	2,366円 (1,482円)
	・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の 合計が80万円以下の人			
第2段階	住民税 非課税 世帯	基準額 ×0.685 (0.485)※	42,744円 (30,264円)	3,562円 (2,522円)
第3段階		基準額 ×0.69 (0.685)※	43,056円 (42,744円)	3,588円 (3,562円)
第4段階	住民税 課税 世帯で 本人 非課税	基準額 ×0.90	56,160円	4,680円
第5段階 (基準段階)		基準額 ×1.00	62,400円	5,200円
第6段階		基準額 ×1.20	74,880円	6,240円
第7段階		基準額 ×1.30	81,120円	6,760円
第8段階		基準額 ×1.50	93,600円	7,800円
第9段階		基準額 ×1.70	106,080円	8,840円
第10段階		基準額 ×1.90	118,560円	9,880円
第11段階	住民税 本人 課税	基準額 ×2.10	131,040円	10,920円
第12段階		基準額 ×2.30	143,520円	11,960円
第13段階		基準額 ×2.40	149,760円	12,480円
第14段階		基準額 ×2.50	156,000円	13,000円
第15段階		基準額 ×2.60	162,240円	13,520円
第16段階		基準額 ×2.70	168,480円	14,040円
第17段階		基準額 ×2.80	174,720円	14,560円

※（ ）内の金額は公費投入による負担軽減後の保険料率及び保険料額（年額・月額）になります。